

地方税法施行規則の一部を改正する省令（記載要領） 新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができる。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること</p> <p>7 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人</p>	<p>第6号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 同左</p> <p>6 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人</p>

税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。

8 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

9 道府県民税の「②のうち見込納付額②」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

10 事業税の「所得金額総額③」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計③」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計⑦」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

11 事業税の「付加価値額総額⑨」又は「資本金等の額総額⑩」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準と

税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。

7 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

8 道府県民税の「②のうち見込納付額②」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

9 事業税の「所得金額総額③」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計③」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計⑦」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

10 事業税の「付加価値額総額⑨」又は「資本金等の額総額⑩」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準と

なる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額⑯」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

12 事業税の「平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額⑭」の欄は、第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑯」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑰」の欄の金額を記載すること。

13 事業税の「⑩のうち見込納付額⑯」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額⑦」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑨」又は「軽減税率不適用法人の金額⑧」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

15 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額⑧」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑩」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

16 地方法人特別税の「⑬のうち見込納付額⑯」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

17 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）⑯」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

なる付加価値額⑩」又は「課税標準となる資本金等の額⑯」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

11 事業税の「④のうち見込納付額⑯」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

12 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額⑯」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑨」又は「軽減税率不適用法人の金額⑧」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

13 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額⑧」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑩」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

14 地方法人特別税の「⑫のうち見込納付額⑯」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(43)）⑯」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(43)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

- 18 「法第15条の4の微収猶予を受けようとする税額⑦」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 19 還付請求の「中間納付額⑦」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 20 還付請求の「利子割額⑦」の欄は、法第53条第40項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 21 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 22 法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 23 法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

- 16 「法第15条の4の微収猶予を受けようとする税額⑦」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 17 還付請求の「中間納付額⑦」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 18 還付請求の「利子割額⑦」の欄は、法第53条第40項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表1記載要領</p> <p>1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p>	<p>第6号様式別表1記載要領</p> <p>1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p>

2 ※印の欄は記載しないこと。

3 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額
の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消し

2 同左

3 同左

4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の9、第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額
（同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。）
、第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消し

<p>による取戻税額（同法<u>第42条の10第5項及び第42条の11第5項</u>の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。）、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>5 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の当期控除額の合計額及び第6号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。</p> <p>6 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。</p> <p>7 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑨」の欄は、零を超える場合に記載すること。</p>	<p>による取戻税額（同法<u>第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。）</u>、第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。）、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p> <p>7 同左</p>
---	--

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠</p>	<p>第6号様式別表2記載要領</p> <p>1 同左</p>

損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下の記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第53条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.9（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31までの間に開始したものである場合は100分の25.5とする。）を、法第53条第6項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算

2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第53条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の25.5（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の30

）を、法第53条第6項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算

<p>した金額を記載すること。</p> <p>3 法第53条第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前9年内事業年度（同項に規定する前9年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>	<p>した金額を記載すること。</p> <p>3 同左</p>
---	---------------------------------

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第2項若しくは第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に</p>	<p>第6号様式別表5記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

- 3 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）①」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 4 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑨」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。
- 5 「外国の事業に帰属する所得」又は「非課税等所得」のある法人にあっては、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付すること。

3 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(43)）①」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(43)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

4 同左

5 同左

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <ol style="list-style-type: none">1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。2 「単年度損益⑤」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読み替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「<u>第6号様式⑦</u>」とあるのは「<u>(第6号様式⑦—別表10⑨)</u>」と、「別表5②」とあるのは「(別表5②—	<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <ol style="list-style-type: none">1 同左2 「単年度損益⑤」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読み替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「<u>第6号様式⑦</u>」とあるのは「<u>(第6号様式⑦—別表10⑨)</u>」と、「別表5②」とあるのは「(別表5②—

別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑦」とあるのは「（第6号様式⑦—別表10⑪）」と、「別表5⑫」とあるのは「（別表5⑫—別表10⑪）」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑦」とあるのは「（第6号様式⑦—別表11⑫）」と、「別表5⑫」とあるのは「（別表5⑫—別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑦」とあるのは「（第6号様式⑦—別表11⑫）」と、「別表5⑫」とあるのは「（別表5⑫—別表11⑫）」として計算した金額を記載すること。

また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4）の(32)又は法人税の明細書（別表4の2付表）の(41)の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載し、同法第66条の5の3第1項又は同法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（2の3））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2(3)付表一）の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載し、第6号様式別表5の⑩から⑪までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

3 「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑦」とあるのは「（第6号様式⑦—別表10⑪）」と、「別表5⑫」とあるのは「（別表5⑫—別表10⑪）」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑦」とあるのは「（第6号様式⑦—別表11⑫）」と、「別表5⑫」とあるのは「（別表5⑫—別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑦」とあるのは「（第6号様式⑦—別表11⑫）」と、「別表5⑫」とあるのは「（別表5⑫—別表11⑫）」として計算した金額を記載すること。

また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4）の(33)又は法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載し、同法第66条の5の3第1項又は同法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（2の3））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2(3)付表一）の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載し、第6号様式別表5の⑩から⑪までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

3 「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5の2の3記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、 法第72条の22若しくは法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで又は 政令第20条の2の23の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資 本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出す ること。</p> <p>2 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規 定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本 金とした金額を証する書類を添付すること。</p> <p>3 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規 定する資本の欠損の<u>填補</u>を行った事実及び資本の欠損の<u>填補</u>に充てた金額 を証する書類を添付すること。</p> <p>4 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規 定する剰余金を損失の<u>填補</u>に充てた事実及び剰余金を損失の<u>填補</u>に充てた 金額を証する書類を添付すること。</p>	<p>第6号様式別表5の2の3記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号、<u>法第72条の22、政令 第20条の2の23又は法附則第9条第1項、第4項から第7項まで</u> <u>_____</u>の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資 本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出す ること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規 定する資本の欠損の<u>てん補</u>を行った事実及び資本の欠損の<u>てん補</u>に充てた金額 を証する書類を添付すること。</p> <p>4 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規 定する剰余金を損失の<u>てん補</u>に充てた事実及び剰余金を損失の<u>てん補</u>に充てた 金額を証する書類を添付すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5の2の4記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の21第6項の規定の適用を受ける内国法人が記載し 、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額 等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の19各号に掲げる金額がある 場合に、同条第1号から第5号までに掲げる金額の合計額から同条第6号に掲</p>	<p>第6号様式別表5の2の4記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の21第5項の規定の適用を受ける内国法人が記載し 、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2 同左</p>

げる金額を控除した金額を記載すること。この場合において、当該各号（第5号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

3 出資関係図（特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）を添付すること。

3 同左

改 正 後	改 正 前
<p><u>第6号様式別表5の6記載要領</u></p> <p>1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2 租税特別措置法施行令第27条の12の4第8項第3号又は第39条の46第8項第3号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「1」と記載すること。</p> <p>3 「基準雇用者給与等支給額①」の欄は、次に掲げる場合に該当する場合は、同欄中「⑨×⑩」とあるのは $\frac{70}{100}$ として計算した金額を記載すること。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の12の4第2項第4号ハ又は第68条の15の5第2項第4号ハに掲げる場合</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第27条の12の4第8項第1号イ若しくはロ又は第39条の46第8項第1号イ若しくはロに掲げる場合</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第27条の12の4第8項第4号又は第39条の46第8項第4号に掲げる場合</p>	

4 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、租税特別措置法施行令第39条の46第11項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額②」の「適用年度(イ)」の欄には「1」と記載し、同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額②」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」の欄には「0」と記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額⑨」の「適用年度(イ)」及び「月別支給対象者の合計数⑩」の「適用年度(イ)」の各欄には「1」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数⑩」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」の欄には「1」と記載すること。

5 「①のうち所得等課税事業に係る額⑦」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る額を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第6号様式別表5の7記載要領</u></p> <p><u>1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第8条第2項から第5項まで又は附則第9条第2項から第5項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式に併せて提出すること。</u></p>	

2 「新税率」の欄は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に事業年度を開始した法人又は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、それぞれ当該事業年度における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

3 「旧税率」の欄は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、平成27年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表9記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第3項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下この記載要領において「平成27年所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）<u>第57条第1項</u>若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため</p>	<p>第6号様式別表9記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第3項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項_____</p> <p>_____若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため</p>

の所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この記載要領において「平成23年12月所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額について法第72条の23第1項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項、平成27年旧法人税法第58条第1項若しくは平成23年旧法人税法第58条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第6号様式②」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- 4 「所得金額控除限度額③」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この(1)において同じ。）に該当しない事業年度にあっては、「65、80又は100」を抹消し、平成27年4月1日から平成29年3月31日

の所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号_____）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額について法第72条の23第1項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項_____若しくは平成23年旧法人税法第58条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

- 2 同左
- 3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第6号様式②」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- 4 「所得金額控除限度額③」の欄は、次に掲げる法人以外の法人の平成24年4月1日以後に開始する事業年度（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）附則第14条第2項の規定の適用を受ける場合には、同日以後最初に開始する事業年度から同項各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度を除く。）にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「80又は」を抹消すること。
 - (1) 次に掲げる法人（租税特別措置法第67条の14第1項に規定する特定目的会社、同法第67条の15第2項に規定する投資法人、同法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び租税特別措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人を除く。）

までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては、「50、」及び「、80又は100」を抹消し、平成27年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては、「50、65、80又は」を抹消すること。

- (1) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社
- (2) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人
- (3) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。以下この(1)において同じ。）
- (4) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人
- (2) 次に掲げる法人以外の法人の平成27年4月1日前に開始した事業年度（平成27年所得税法等改正法第17条の規定による改正前の平成23年12月所得税法等改正法附則第14条第2項に規定する各事業年度を除く。）にあっては、「50、65、」及び「又は100」を抹消し、その他の事業年度で同日前に開始した事業年度にあっては、「50、65、80又は」を抹消すること。
- (1) 平成27年旧法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人（特定目的会社、投資法人及び受託法人を除く。）
- (4) (1)(4)から(2)までに掲げる法人

- (1) 普通法人（法人税法第2条第9号に規定する普通法人をいう。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（同法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）
- (2) 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は同条第7号に規定する協同組合等
- (3) 法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等
- (2) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社
- (3) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす同条第2項に規定する投資法人
- (4) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に

	<u>規定する特定目的信託に係る受託法人</u>
5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たっては、次によること。	(5) <u>租税特別措置法第68条の3 第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人</u>
(1) 当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。	5 同左
(2) 当該事業年度において法人税法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けた場合には、第6号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等⑦」の欄の金額を記載すること。	(1) 同左 (2) 同左
6 「災害により生じた損失の額の計算」の各欄は、青色申告書以外の申告書を提出することとなった事業年度において記載するものであること。	6 同左

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表11記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読み替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に</p>	<p>第6号様式別表11記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>

該当する場合を除く。) 又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

2 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

- (1) 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄 法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人
- (2) 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑩のうち最も少ない金額⑪」の欄 1(1)に掲げる法人
- (3) 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤—⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄 1(2)に掲げる法人

3 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、「又は（（第6号様式⑦又は別表5②）—⑦—（（第6号様式⑦又は別表5②）—④）×0.2）」を抹消すること。
- (2) 平成27年4月1日前に開始した事業年度で、平成25年4月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第59条第2項に規定する事実が生じた場合、同日以後に租税特別措置法第67条の5の2第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合又は同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合において、「計④」の金額が第6号様式⑦又は別表5②の金額以上であるとき、又は次に掲げる法人に該当するときは「又は（（第6号様式⑦又は別表5②）—⑦—（（第6号様式⑦又は別表5②）—④）×0.2）」を抹消し、これらのいずれにも該当しないときは「（（第6号様式⑦又は別表5②）—⑦）又は」を抹消すること。

イ 平成27年旧法人税法第57条第11項各号に掲げる法人（_____特定目的会社、_____

2 同左

(1) 同左

(2) 同左

(3) 同左

3 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 平成25年4月1日以後に法人税法

第59条第2項に規定する事実が生ずる場合、同日以後に租税特別措置法第67条の5の2第1項に規定する政令で定める事実が生ずる場合又は同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する政令で定める事実が生ずる場合において、「計④」の金額が第6号様式⑦又は別表5②の金額以上であるとき、又は次に掲げる法人に該当するときは「又は（（第6号様式⑦又は別表5②）—⑦—（（第6号様式⑦又は別表5②）—④）×0.2）」を消し、これらのいずれにも該当しないときは「（（第6号様式⑦又は別表5②）—⑦）又は」を消すこと。

イ 法人税法第57条第11項各号に掲げる法人（租税特別措置法第67条の14第1項に規定する特定目的会社、同法第67条の15第2項に規定す

受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。）

を除く。）

□ 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす
特定目的会社

ハ 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす
投資法人

ニ 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項
に規定する特定目的信託に係る受託法人

ホ 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項
に規定する特定投資信託に係る受託法人

(3) 平成25年4月1日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の法人税法第59条第2項に規定する事実が生じた場合又は同日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の震災特例法第17条第1項各号に掲げる事実が生じた場合（当該事実が生じた法人について同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する事実が生ずる場合を除く。）にあっては、「又は（（第6号様式⑦又は別表5②）－⑦－（（第6号様式⑦又は別表5②）－④）×0.2）」を抹消すること。

(4) 法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、「又は（（第6号様式⑦又は別表5②）－⑦－（（第6号様式⑦又は別表5②）－④）×0.2）」を抹消すること。

4 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄は、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

る投資法人、同法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受
託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。以下この号にお
いて同じ。）及び租税特別措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投
資信託に係る受託法人を除く。）

□ 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規
定する特定目的会社

ハ 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす同条第2
項に規定する投資法人

ニ 同左

ホ 同左

(2) 平成25年4月1日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の法人税法第59条第2項に規定する事実が生じた場合又は同日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の震災特例法第17条第1項各号に掲げる事実が生じた場合（当該事実が生じた法人について同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する事実が生ずる場合を除く。）にあっては、「又は（（第6号様式⑦又は別表5②）－⑦－（（第6号様式⑦又は別表5②）－④）×0.2）」を消すこと。

(3) 法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、「又
は（（第6号様式⑦又は別表5②）－⑦－（（第6号様式⑦又は別表5
②）－④）×0.2）」を消すこと。

4 同左

5 ⑯から⑰までの各欄は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度において法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。
6 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。

5 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。

改	正	後	改	正	前
<p>第6号の2様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。</p> <p>5 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</p>			<p>第6号の2様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p>		

改	正	後	改	正	前
<p>第7号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年</p>			<p>第7号様式記載要領</p> <p>1 同左</p>		

度の事業税額及び地方法人特別税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。
。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。

3 ※印の欄は記載しないこと。

4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

6 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ（政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

7 法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

8 「法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額⑥」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

2 同左

3 同左

4 同左

5 同左

6 法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

7 「法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額④」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

改 正 後	改 正 前
第10号様式記載要領	第10号様式記載要領

- 1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。
- 4 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとにその小計を付すること。
- 5 事業税の「分割基準（単位= ）」の欄の括弧内には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載し、事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄の上段の括弧内には、法第72条の48第4項第3号ただし書に規定する事務所又は事業所について、同号ただし書の規定を適用する前の当該事務所又は事業所の従業者数を記載すること。
- 6 事業税の分割基準について、事務所若しくは事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき又は軌道の単線換算キロメートル数にキロメー

- 1 同左
- 2 同左
- 3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。
- 4 同左
- 5 同左
- 6 同左

トル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

7 事業税の「分割課税標準額」及び道府県民税の「分割課税標準額」の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。また、製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額によりあん分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときについても同様であること。

8 事業税の「分割課税標準額」の各欄は、事業税の「課税標準の総額」の各欄(⑩の欄を除く。)の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税の「分割課税標準額②」の欄は、道府県民税の「課税標準の総額」の「差引計⑥」の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

7 同左

8 同左

改 正 後

改 正 前

第10号の3様式記載要領

- 1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33の2又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割又は各事業年度の所得に対する事業税の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所（外国の法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事にあらかじめ第10号の2様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。
- 4 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。
- 5 道府県民税の「税額等」の欄には、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。
- 6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）が

第10号の3様式記載要領

- 1 同左
- 2 同左
- 3 同左
- 4 同左
- 5 同左
- 6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）が

ある連結親法人（同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

7 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。

8 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2又は第72条の33の2第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

9 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である法人が記載すること。

ある連結親法人（同条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

7 同左

8 同左

9 同左

改 正 後

改 正 前

第10号の4 様式記載要領

- 1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出すること。
- 4 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。
- 5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。
- 6 「更正の請求をする理由及び請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること

第10号の4 様式記載要領

- 1 同左
- 2 同左
- 3 同左
- 4 同左
- 5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。
- 6 同左

と。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

7 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。

7 同左

改 正 後	改 正 前
<p>第13号様式記載要領</p> <p>1 この申請書は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）又は第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。</p> <p>2 この申請書は、法第72条の25第2項又は第4項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告期限の延長を受けようとする場合においては事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第6項又は第7項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には、申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に2通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を</p>	<p>第13号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。

- 3 「申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、申告書を提出することができると認められる日を記載すること。
- 4 「申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）が各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を記載すること。
- 5 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項におい

3 同左

- 4 「申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）が各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を記載すること。

- 5 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項におい

て準用する場合を含む。) の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人に限る。)が記載すること。

て準用する場合を含む。) の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人(法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。)が記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第13号の2様式記載要領</p> <p>1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人((2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出すること。</p> <p>(1) 法人税法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合(同法第75条の2第6項(同法第145条において準用する場合を含む。)において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。)当該申告書の提出期限の延長の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内</p> <p>(2) 法人税法第75条の2第3項(同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合 当該変更の</p>	<p>第13号の2様式記載要領</p> <p>1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人((2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(同条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出すること。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>

処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

(3) 法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第81条の24第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む。）当該申告書の提出期限の延長の処分があった日から7日以内

(4) 連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が同法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた場合 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内

「平成

2 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中

平成

年　月　　日から

となっている箇所については、1(4)の場合には、法人

年　月　　日まで」

税法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。

「事業年

3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中

連結事業

度 分　　確定申告書

から法人税の

となっている箇所については、届出の内

年度分　　連結確定申告書」

(3) 同左

(4) 連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が同法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた場合 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内

2 同左

3 同左

容によって不要文字を抹消すること。

4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中三段書きとなっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。ただし、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と読み替えて不要文字を抹消すること。

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に記載し、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあっては当該延長を受けようとする事業年度終了の日までに、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあっては当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内に、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の1は、「指定を要しない場合」と「指定を要する場合」のいずれか不要な文字を抹消すること。この場合において、「指定を要する場合」の欄には指定を受けようとする延長期間の月数を（　）内に記入すること。

7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の2は、法第72

4 同左

5 同左

6 同左

7 同左

条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている常況を、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）の決算が確定しない理由となっている常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている常況を記載すること。

- 8 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。
- (1) 1(2)及び(3)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1(4)の場合 当該処分を受けた法人
- (3) 5の場合 法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人（連結子法人に限る。）

8 同左

(1) 同左

(2) 同左

(3) 同左

改 正 後	改 正 前
<p>第14号様式記載要領</p> <p>1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人 ((1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下の記載要領において同じ。）がある連結子法人（<u>同条第12号の7</u>に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）並びに(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し</p>	<p>第14号様式記載要領</p> <p>1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人 ((1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下の記載要領において同じ。）がある連結子法人（<u>同条第12号の7の3</u>に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）並びに(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し</p>

、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

(1) 法人税法第75条の2第3項（同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合 当該取消しの処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

(2) 法人税法第75条の2第5項（同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の2第5項の届出書を提出した場合 当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

「事業

2 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中
連結
年 度 分 確 定 申 告 書
から法人税の となっている箇所については、届出
事業年度分 連結確定申告書」
の内容によって不要文字を抹消すること。

「その

3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中
その
延長の処分が取り消された
となっている箇所については、届出の内容によつ
適用を受けることをやめた」

、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

(1) 同左

(2) 同左

3 同左

て不要文字を抹消すること。ただし、1(1)の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。

4 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

「法第

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中
法第
72条の25第3項
となっている箇所については、届出の内容によって不要文字
72条の25第5項」
を抹消すること。

6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。

- (1) 1(1)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1(2)の場合 当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

4 同左

5 同左

6 同左

(1) 同左

(2) 同左

(3) 4の場合 法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（連結子法人に限る。）

(3) 同左

改 正 後	改 正 前
<p>第20号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</p> <p>7 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>第20号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 同左</p> <p>6 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。</p>

8 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

9 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑦」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄の金額を「当該法人の全従業者数②」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数②」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「当該市町村分の従業者数②」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

10 「⑯のうち見込納付額⑯」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

11 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

7 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

8 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑦」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄の金額を「当該法人の全従業者数②」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数②」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「当該市町村分の従業者数②」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

9 「⑯のうち見込納付額⑯」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

10 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

12 「法第15条の4の微収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

13 法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

14 法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

15 法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

11 「法第15条の4の微収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第20号様式別表1記載要領</p> <p>1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2）に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>3 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第</p> <p>第20号様式別表1記載要領</p> <p>1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の4）に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第</p>	

2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表)の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(14)の欄の金額)及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額(租税特別措置法

第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額
の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。)を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法

第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。)を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消による取戻税額(同法

第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。)、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表)の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(14)の欄の金額)及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額(租税特別措置法第68条の9、第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額(同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。)の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。)を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。)、第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。)を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消による取戻税額(同法第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。)、第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。)、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

<p>5 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の当期控除額の合計額及び第20号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。</p> <p>6 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第321条の8第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。</p> <p>7 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑨」の欄は、零を超える場合に記載すること。</p>	<p>5 同左</p> <p>6 同左</p> <p>7 同左</p>
--	-------------------------------------

改 正 後	改 正 前
<p>第20号様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第321条の8第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。</p> <p>2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日</p>	<p>第20号様式別表2記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日</p>

(2以上の最初連結事業年度の終了日のがある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日)における法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあっては100分の23.9(当該最初連結事業年度(2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31までの間に開始したものである場合は100分の25.5とする。)を、法第321条の8第6項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第321条の8第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20(当該最初連結事業年度(2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度)が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23)を乗じて計算した金額を記載すること。

3 法第321条の8第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(同項に規定する被合併法人等をいう。)の前9年内事業年度(同項に規定する前9年内事業年度をいう。)に係る控除未済個別帰属調整額(同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額(同条第6項に規定す

(2以上の最初連結事業年度の終了日のがある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日)における法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあっては100分の25.5(当該最初連結事業年度(2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度)が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の30

)を、法第321条の8第6項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第321条の8第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20(当該最初連結事業年度(2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度)が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23)を乗じて計算した金額を記載すること。

3 同左

る控除対象個別帰属調整額をいう。) とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第20号の2様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。</p> <p>5 <u>「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</u></p>	<p>第20号の2様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第20号の3様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確</p>	<p>第20号の3様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p>

に金額を記載すること。

5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

6 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

7 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

5 同左

6 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第22号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式又は第20号の2様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 連結法人（法人税法<u>第2条第12号の7の2</u>に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑥」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>第22号の2様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 連結法人（法人税法<u>第2条第12号の7の4</u>に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑥」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。</p>

4 「分割課税標準額」の欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。

5 「分割課税標準額」の欄は、「差引計⑥」の欄の金額を「従業者数」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

4 同左

5 同左